

KiKO NEWS

だいごく祭



不正根絶を目指して 河上和雄代表理事
機構の窓から・特別版 こんなこと納得できますか



神田明神 だいこく祭

五穀豊穣、商売繁盛。大黒様、恵比寿様は筋金入りだ。だから、各地で仕事の成功を祈願する人は切れ目がない。

ここ、神田明神。「明神様」にお参りする若いサラリーマンの姿が新春の風物詩になっている。

仕事始めから最初の週末(3連休)に境内でだいこく祭が行われる。大黒様に扮した神樂師が大黒様の石造りの前で打ち出の小槌を振りながらおごそかに舞う。地元商店の人たちや成人式を終えたばかりの新成人がこれを見守る。

大黒様の石造りは「明神様」の参道から境内に入るとすぐ左、右手に打ち出の小槌、左肩に大きな袋を背負って立っている。高さ6.6メートル。石造りとしては日本一だ。

少し先に恵比寿像。釣りざおにタイを抱えている定番の姿ではなく、魚が泳いでいる波間に何も持たずにたたずんでいる。

祭りは収穫の秋、農作業の始まる春に集中する。秋は大黒様が稼ぎから戻る日、春は恵比寿様が稼ぎに出る日、などともいわれる。

神田祭の派手さとは別に神田明神にはこうした商売繁盛を願う祭りが深く根付いている。

季節はさまざまだが、大黒様の祭りは長野・上田、日光、京都などでも行われている。(N)

表紙は大黒様と恵比寿様。左肩に袋を担いでいるのが大黒様。

CONTENTS

1 January
2014

不正根絶を目指して 河上和雄代表理事	1
こんなこと納得できますか(機構の窓から・特別版)	6
ウィルス大暴れ～RSウィルスなど ホールは自衛策を	8
各台計数機検査における異常計数事案への対応方法について	10
店長に求められる知識「業界知識」	15
「銀世界の裏」66～信頼すること、信頼されること	18
「IR推進法案」と[IR実施法案に関する基本的な考え方]について 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

不正根絶を目指して

明けましておめでとうございます

皆様方には

清々しい平成26年の新春をお迎えになつたことを
心からお慶び申し上げます

平素からご支援、ご協力を賜り

厚く御礼申し上げます

新年も遊技業界の健全化を目指す機構の活動に
これまで同様のお力添えをお願い致します



河上和雄
一般社団法人
遊技産業健全化推進機構代表理事

遊技産業健全化推進機構が検査業務を始めて新年で8年目を迎えることになります。

旧年中の当機構の様々な活動に対するご協力に感謝申し上げますとともに、新年もこれまで以上のご支援をお願いしたいと思います。

当機構は業界から不正を追放するために第三者機関として設立されました。業界の信用とユーチャーからの信頼を獲得することが目的でした。これを達成するため機構の検査員たちは全国のホールを回り、立入検査を実施しております。

今年度は2013年11月までに遊技機で1208店、計数機で245店の計1453店で検査を実施しました。検査開始以来の検査店舗数は1万7992店(うち計数機1263店)に上ります。全国のホールを一巡し2廻り目に入り、複数回検査に伺つた店舗も出てきております。今年度の検査台数はパチンコ遊技機8523台、回胴式遊技機9250台で、計数機は玉195台、メダル152台ですので、総計1万8120台に上ります。検査開始以来の検査台数は実に9万5000台を超える数字となります。

こうして全国各地に検査員が足を運んだ検査の結果、相変わらず遊技機等に異常が見つかっているとの報告を受けております。誠に残念なことです。この中には遊技機に異常が発見され、行政当局に通報

するケースがかなりあったことをお知らせしておきたいと思います。不正とは断言出来ないものの、明らかに法に触れるような部品の交換とみられる事案も見受けられました。いわゆる無承認変更に当たるとみられる事案なので、当機構からホール団体を通じ、現場の皆さんに注意を呼びかけることもありました。

また、計数機につきましては、マイナス誤差などが表示される「計測異常」が確認されておりますが、昨年度に比べると格段に事案が減少しております。メンテナンスに問題があるケースが多くたので再三にわたり機器の清掃などのお願ひをさせて頂きましたが、こうしたアドバイスを多くのホールの皆さんに受け入れ、日々の作業の中で清掃などを実行された結果と考えております。そのご努力に敬意を表したいと思います。

このように不正防止というだけではなく、ホール入場者の皆さんに公平な環境というか条件を確保するという点からも、機構の検査活動は様々な形で成果を挙げており、不正防止への抑止力としても機能しているものと自負しております。

ホールの悪質な妨害

しかしながらホールの立入検査受け入れについてまだ問題が残っております。それは検査に入る際にホール側とのトラブルが未だに絶えないことです。

新年こそ法令遵守徹底を

不正追放に全力を



「立入拒否」にまで至るケースこそありませんでしたが、極めて悪質な妨害は続いていることをここで指摘しておきたいと思います。2013年11月はあるホールで店長が検査に伺った検査員に対し、「睡眠を妨害された」「その時間分の報酬を払え」「誓約書のコピーなんか信用出来ない」などの言葉を浴びせ、検査受け入れをかたくなに拒みました。結局、地元警察の担当官の方のご協力と立ち会いでようやく検査が行われたという事案がありました。約2時間もこの店長のために検査員や機構の事務局、そして警察本部、所轄署が振り回されました。機構の検査が始まつてこれだけの年月が経過しても、こうした事案が毎年のように出てくるのは何故か。ホール団体の皆さんが真剣に不正防止に取り組む気持ちがないのではないかと疑いたくなるような現状です。

誓約書に署名した覚えはないとか、検査員が名乗らないのはおかしいとか、嫌がらせとしか思えないような対応もいまだに続いております。ホール団体を通じ、そうした検査妨害をしないよう申し入れてはいますが、なくなりません。

各ホール団体の皆様は改めて機構設立の意義、何

故、立入検査を受け入れるのか——などを下部団体や構成員の皆様によく説明し、徹底することをお願いしております。

ホール経営者や責任者の皆さんは改めて誓約書に目を通して頂きたい。

たが、極めて悪質な妨害は続いていることをここで指摘しておきたいと思います。2013年11月にはあるホールで店長が検査に伺った検査員に対し、「睡眠を妨害された」「その時間分の報酬を払え」「誓約書

景気の行方は

さてここで景気の動向に目を向けてみたいと思います。

政権交代以降、内閣が打ち出す政策によって長く続いていたデフレ基調、不況感からは脱出したように見えます。GDP（国内総生産）は2013年の春（4～6月）で実質成長率3・8%、秋の時点（7～9月）で同1・9%と伸び続けています。公共投資により公共事業が本格化し、民間の住宅投資の拡大もGDPを支えました。株価は1年で75%の上昇率となり、1万5000円台を回復したことは記憶に新しいところです。

円安で自動車の輸出が増え、不動産経済研究所によりますと首都圏のマンション発売戸数は同年10月に前月比21%増と6か月連続で前年実績を上回りました。経団連の公表した大手企業の冬のボーナスの妥結額は平均で前年に比べ5・79%増とバブル期の1999年（6・15%増）に次ぐ伸びとなっているとの報道もされております。

民間調査会社の動向調査では遊技業界も全般的に業況が改善され、ホールスタッフの時給が上昇傾向にあるとの記事も目に入りました。

では一般のサラリーマンらの給与が上がっているかというとまだそうはなっていないようです。国税庁の「民間給与実態統計調査」（平成24年分）によると、サラリーマンの年間平均給与は408万円と前

年に比べ0・2%減少となっています。正規雇用468万円、非正規雇用168万円という格差も出ていますが、2003年の平均443万9000円と比較してみるとまだ36万円近く減っていることになります。ある銀行のネット調査（2013年）では、サラリーマンのお小遣いは月平均3万8457円と前年より約1300円減少、バブル崩壊後ワースト記録を更新しているそうです。昼食代も518円でワンコイン・ランチの傾向が続き、「弁当持参」（約30%）などが目立っています。

景気は回復基調にあるものの一般の市民、サラリーマンたちが景気回復を実感するまでには至っていない状況のようです。今春には消費税率引き上げが行われ、景気が落ち込むのではないかという懸念も出ております。

パチンコ人口減少が続く

遊技業界はどうなつているのでしょうか。

「レジャー白書2013」によると、2012年のパチンコ・パスロの参加人口は1110万人と前年から150万人（約12%）も減少しています。東日本大震災が発生した2011年よりも減ったわけですから驚かれた方も多かったかと思います。参加人口の減少は3年連続です。市場規模、いわゆる貸し玉の売り上げは、約19兆円とこちらは微増となりました。

ホールで遊技される方は減りながらも、売上は変わらない。ヘビーユーザーに依存する営業という歪んだ形態が進行していることを示しています。参加率は10・9%と前年に比べ1・4%の減です。参加者の構成比は男性76・5%、女性23・5%でした。年代をみると20代、30代のパチンコ離れが目立ち、将来展望が開けない業界の実情が報道されています。

パチンコを辞めた人たちの調査では、その理由に「費用が負担できなくなつたから」という人が最も多く78・1%にもなつてきました。今のパチンコを楽しむには「お金がかかりすぎる」という訳です。1回当たりの費用は3540円ですが、活動回数が27回とピークの29・6回（2008年）に近づき、年間平均費用は9万7100円で15年前より高い金額になつてきております。

参加人口減、若者離れに歯止めがかかっていないことは現実の問題として受け止めざるを得ないでしょう。

業界全体で取り組みを

また、あえて指摘しますが、国税庁の「法人税等の調査事績の概要」（平成24事務年度）によりますと、「不正発見割合の高い10業種」と「不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな10業種」では、パチンコがそれぞれワースト2になっています。パチンコ景品卸会社がたばこ増税時に国と地方に納める増税分約

新年こそ法令遵守徹底を



全力を放しに追正不

1億8900万円を脱税したとして東京国税局などにたばこ税法違反と地方税法違反の疑いで告発され、東京地裁で有罪判決を言い渡されております。税金を払うという社会のルールを守れないようでは遊技業界が社会的信用を得ることは出来ないでしょう。納税に絡む国税庁の指摘や脱税事件が与える影響は相当に大きいと思われます。

先細りとなつてゐる市場規模を回復して行くにはまず納税など社会のルールを守ることが重要でしよう。こうした指摘を受けても「うちの団体のメンバーではない」とか「一部の経営者がやること」などと無関心を装うような方も見受けられますが、業界が一体となつて取り組まなければ実現もしないだろうし、世間の信頼も得られないであろうと考えます。この点を強調しておきたいと考えます。

ステップに躍飛を年新

厳しいことを申し上げましたが、遊技業界にとって長期的展望を考える時、克服していくかなければならぬ事項と思いましたので敢えて指摘致しました。これは新年の課題でもあります。

業界で考えなければいけないのはまず遊技人口・お客様の数を増やしていくことだろうと思います。ヘビーユーザーに依存する営業形態はもう限界と言わせております。若い層がホールに足を運びたくなるような環境、企画の構築が必須でしそう。環境面で言えば、初心者が抵抗を感じる客層の悪さ、騒音、

喫煙などを一つ一つ解決していくことが大切でしょう。すでに対策を打ち出し、実施されている会社もありますが、全体としてみればまだ対応が十分とは言い切れないと思います。

そしてレジャー白書でも指摘されているように、お金を沢山使わないと遊べないと言われている点です。パチンコは大衆娯楽と言われてきました。庶民がお小遣いで遊べる場となるようメーカーも含め、考え直す時期だと思います。

是非勇気を持つて取り組んでいって頂きたい。

業界が共通の目的に向かつて一体となつて進んで行けば道は拓けると信じております。過去の例やしがらみにこだわらず、この新年に不退転の決意で立ち向かっていくほしいと思います。業界を発展させていくには各分野の皆様、一人一人のご努力と結束力が不可欠です。

明るい未来を切り開くために、新年を新たなステップにしたいものです。

機構も業界の健全化を目指してさらなる努力を続けてまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

最後に皆様方の新年の益々のご繁栄、ご健勝を祈念致しまして、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

特別版

機構窓のから

こんなこと納得できますか



師走を目前にした11月14日、また立ち入りを妨害する事案が起きた。実際に腹立たしいことだったが、何が起きたのか機構ニュースの読者には細かにお伝えして、業界としてどう思うのかお考えいただくことにした。

ある地区のスロット専門店に検査部職員3人が訪れたのは午前11時。店内で検査を受け入れてもらうための交渉をし、06分に店長が登場した。来店の趣旨を告げる職員に「睡眠2、3時間しかとっていない。死ね、というようなものだ。倒れたらあんたらのせいだ」「寝られなかつた分給料払つてくれ」「夜中に来てくれ」「店長を今辞めてやる」「民間団体は信用できない」——と拒否の理由とは思えないわけのわからない主張を繰り返し、検査には応じようとしなかつた。

説得を続けたがこの店長は前述の言い分を繰り返すだけで話はかみ合わない。交渉は30分を経過したため、別の検査員がこの事実を連絡してきた。機構本部は当該ホールが組合員であったことからまず組合事務局に連絡したが責任者は不在で連絡は取れない。このため検査員にいたん店外に電話に出ない。1時間が経過した頃から機構本部内では「立入拒否にすべき」との意見も出はじめたが、なんとしても検査を受け入れさせようと県警本部に説明、所轄警察の警察官2人が現場のホールに急行する事態になつた。機構としてはさらに店の経営者(他府県在住)に連絡を取るがこれまた不在。やつと経営者に連絡が取れたのは12時27分ごろ。さらに30分。現地から「社長はOKしたが、店長はやめると言つていて検査に入れないと再び連絡。警察官の説得が続々入店から約2時間後の午後1時10分警察立会いで検査

が始まり41分終了した。

お分かりのように警察官の立会いの検査など滅多にあるものではなく検査員の説得も警察官の説得も社長の指示も聞かないというケースは初めてのことだった。

もつと言えばこの経営者は元組合の大幹部をしていた方で機構立ち上げを知らない筈はない方だ。

健全な業界にするためにホール、メーカー、販売会社など業界あげて第三者機関の機構を立ち上げ検査を受けることにしたのではなかつたのか。

これまで機構の職員は「検査を拒否したい」という店に対しても説得を続けてなんとか立入拒否を防ごうとしてきた。検査をさせてほしいというわけではない。検査を拒否した後のお店や従業員の姿を推察して検査をなんとしても受けでもらうようにしてきた。誓約書も他の契約書類も見ないで抵抗するのかは知らないが、こんどのケースのような理由にもならない言い分で検査をさせない人たちを「救う」必要があるのだろうか。個人的には方針を変えてこのようなケースは「拒否」の扱いにして店が苦労したほうがよいのではないかと思つてゐる。

検査を始めて6年9か月。多小のトラブルはあるものの全国1万8000店舗が検査を受け入れているのに、いまだにこんな店があることを経営者や組合関係者は知つてほしい。店長をはじめ店員教育は経営者の当然の務めではないか。この分では当分健全な業界など実現しない。2012年の11月の立入拒否店舗に続くこの騒ぎ。怒るよりも呆れてものが言えない。

(勝)

機構発第16号
平成25年11月18日

全日本遊技事業協同組合連合会 理事長 殿
社団法人日本遊技関連事業協会 会長 殿
一般社団法人日本遊技産業経営者同友会 代表理事 殿
一般社団法人余暇環境整備推進協議会 代表理事 殿
一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会 代表理事 殿

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
代表理事 河上 和雄



機構が実施する「立入検査」へのご協力について（周知徹底のお願い）

本年11月14日、当機構宛に誓約書を提出している某営業所に対して、立入検査を実施すべく当機構の検査部に所属する検査要員3名が入店したところ、当該営業所の責任者が、長時間にわたって、おおよそ常識では考えられない理由の自己主張を繰り返し、立入検査に入れない状況に陥りました。

結果として、立入検査の受け入れを説得するにあたり、警察署の警察官に臨場要請するという、異例の事態になりました。

当機構と致しましては本件事案について、顧問弁護士にも相談致しましたが、最終的に当該営業所が当機構の立入検査を受け入れていることに加え、誓約書を提出した当該営業所を経営する法人代表者が、当該営業所の責任者に対して、早急に当機構の検査を受け入れるよう説得するなどの対応をとっていることなどを勘案した結果、立入拒否事案として扱わないことに決定致しました。

しかしながら、昨年11月には、検査活動開始以来、初めての立入拒否事案が発生し、皆様方にはその事実関係をお伝えするとともに、二度と同様の事案が起こらないよう、当機構の活動等に対してご理解とご協力を願いしていたところでもあり、再度、同じような事案が発生したことについては誠に遺憾に思うところであります。

さらに業界全体の総意で開始された当機構の立入検査活動に対して、行政当局の御力添え無しには不可能であったことは、業界全体で猛省すべきであろうと考えております。

皆様方には再度のお願いとなります、二度とこのようなことのないよう、所属される組合員、会員の方に当機構の検査活動へのご協力を周知徹底頂くようお願い致します。あわせて、誓約書にも記載されている通り、営業所に勤務されているすべての従業員に対しても、当機構の趣旨や健全化活動等を周知徹底頂くよう重ねてお願い申し上げます。

以上

今冬、ウィルスが暴れ回っている。インフルエンザが流行の兆しを見せ、RSウイルスとノロウイルスは猛威を振る。接触感染や空気感染など人が密集するホールはウィルスを媒介する場になりかねない。

12月初めには東京都が感染症胃腸炎の患者数が「警報基準を超えた」と警告するなど各自治体や厚生労働省が注意を呼びかけている時期、ホールには「清潔な店舗」の維持が求められている。

インフルエンザ 不気味な増加

「インフル、猛威の兆し」「1週間で1000人超、今季初」「予防接種、手洗い徹底を」。年末、こんな見出しが新聞などに登場した。国立感染症研究所感染症疫学センターの調査では、インフルエンザは第43週以降増加が続いている。47週（11月末）の時点で定点当たりの報告数は0・27で、北海道では厚生労働省では、「インフルエンザ流行レベルマップ」などを公表するとともに、ポスターを作成、注意を呼びかけている。ポスターでは「みんなで予防 インフルエンザ」をキヤッチコピーにし、啓発キャラクターが「マメにマスク」、「マメに手洗い」を薦めている。そして「みんなの『かららない』『うつさない』という気持ちがとても大事」と

「ずっと増加しています」としている。

今季発見されているのは、「A香港型」「H1N1型」「B型」の3種。

厚生労働省では、「インフルエンザ流行レベルマップ」などを公表す

るとともに、ポスターを作成、注意を呼びかけている。ポスターでは「みんなで予防 インフルエン

RS、ノロ 集団発生

乳幼児の代表的呼吸器感染症である「RSウイルス」は4週連続、過去10年同期比で最多を記録するなど報告数のグラフが急上昇している。特に東京、大阪の数字が突出しており、東京都感染症情報センターは「この時期としては過去5年間で最も多くなっている」と

「切です」と強調している。

5年間で最も多くなっている」としている。静岡県危機管理部は



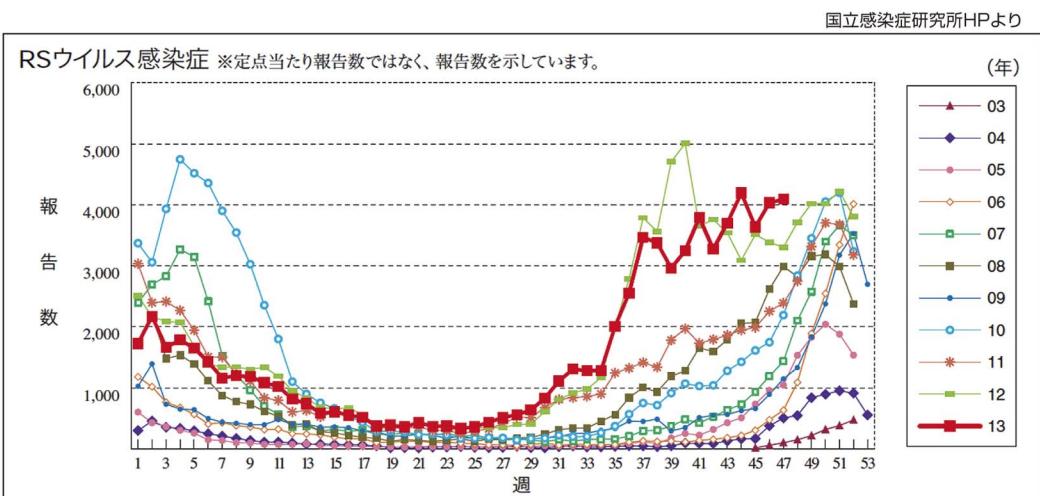
厚生労働省のポスター

胃腸炎などを引き起こすノロウイルスは、厚生労働省の公表資料によると、過去10年間で2番目の

「RSウイルス感染症が増えています」とホームページなどで「一層の注意」を呼びかけた。さらに2歳までにほぼ全員が感染するウイルスで、4～5日の潜伏期間を経て咳、発熱（38、39度）、鼻水などの症状が現れ、特に1歳以下の乳児の場合は重症化して気管支炎や肺炎になる恐れがあると症状を説明しながら警告している。

都では幼稚園や小学校の学級閉鎖を「インフルエンザ情報」で報告、横浜市では市内流行状況を「少し

水準。同省によると年間の食中毒患者の半数はノロウイルスで占められ、このうち70%は11月～翌2月に発生するという。潜伏期間は1～2日で、発熱、嘔吐、下痢、腹痛などを伴う。ウイルスを持つ生の二枚貝を食べたり、患者の吐



薬物が乾燥して空気中に拡散、口に入つたりすることなどで感染するという。東京都健康安全センターハウスは12月5日にノロウイルスなどによる感染症胃腸炎の患者報告数が「流行警報基準」を超えたと発表した。

空気が乾燥する冬場は、こうしたウイルスが空気中に漂う時間が長くなり、のどの粘膜から侵入しやすくなるという。様々な感染症に対しても「清潔にする」ことが何よりの防御策となる。

ホールの 「安心、安全」を

ホールでの対策はどうなっているのか。

師走の街を歩いてみた。JRや私鉄、地下鉄が乗り入れる東京のターミナル駅周辺のホール激戦地に足を運んだ。百貨店の入口にクリスマスツリーが飾られ、売り場の店員さんは赤と白のサンタクロースの帽子をかぶって接客している。雑貨店にもサンタの衣装などが山積みされ、ムードを盛り上げている。大手チエーンの店舗に入っている。店舗内に遊技機の効果音など

が反響する。各島が埋まっている。入口に消毒液の配置はなく、店内を回ると島の端に箱があり、除菌シートが置いてあつた。ビニール袋に入つており、除菌剤がしみ込まれてある。個々のお客さんがいつでも自由に使える形になっていた。

次に別の大店を見る。入口に消毒液と消臭剤が置いてある。小さな台に乗せている。出入りする人たちが手を清潔に出来るよう配慮していた。ここも島はほぼ満杯。黒の野球帽にジャンパー、ジーンズ姿の若者や白のワイシャツ1枚の白髪のサラリーマンらが遊技機に向かっていた。

さらに近くの大店に行く。ここでも入口には消毒液と消臭剤が配置されていた。ヘッドを押し消毒液を手のひらに受けるものとレバーを引くと消臭剤が霧状に噴き出るものだった。灰色のトレーナー姿の若者、買い物カゴを下げた初老の女性らがシートに座っている。マスクをかけた人も混じる。ドル箱を6つも並べているお客さんもある。

平日の午後だったが、どの店もお客さんは多く、若者が目立つた。トイレはどこも自動。手をかざす

別の日、都内のある主要駅周辺に行つてみた。駅から約5分の位置にある中型店に入る。入口に消毒液の配置はない。朝早い時間帯だったのでお客さんは少なく、黒姿の男性らが遊技機に向かっていた。近くの中型店に行く。ここでも消毒液や除菌シートなどは見られなかつた。店舗の規模などによって対応も変わらうだ。

ホールによってはこの時期、カウンターにマスクを置き、希望者に無料で渡しているところもある。ウイルス対策は、①まず従業員にインフルエンザなどの予防接種を受けさせ、手洗いやうがいを励行させる ②お客様がいつでも利用出来るよう消毒液などを置く ③お客様が席を立つたらその台のハンドルを拭く——がベストという。ウイルスによつては消毒液だけでは殺菌出来ないケースもあるというが、店舗の環境などに合わせ出来る限りの対応を施し、ホールがウイルスの「中継所」にならないよう防御、「安心・安全」を確保してほしい。

各台計数機検査における 異常計数事案への 対応方法について

新年から実施

機構検査員が「動作確認書」を持参

遊技産業健全化推進機構の検査部は、平成23年4月から計数機の検査を実施していますが、その検査において異常が確認された場合の対応について、いわゆる各台計数機の異常事案への対応等が業界内でまとまりましたので、以下にお知らせ致します。実施は新年1月からとなります。

なお、何度もお知らせしておりますが、機構の計数機検査で異常が確認された計数機（各台計数機を含むすべての計数機）は、すぐにその稼働を中止すること等が求められますので、各ホールにおいては適切な対応をお願い致します。



機構検査部

①計数機の検査は平成23年度の立入検査より実施しております。

②計数機の検査は、遊技機の検査と同様、機構の検査要員2名以上がホールにお伺いして、計数機検査である旨をホールの方に告げて検査を開始します。

検査に入る前、ホール側で機構本部に電話確認をお願いすること、並びに検査要員の専用ジャンパーの着用、身分証明証を携行すること等は、すべて遊技機検査と同様ですのでご確認ください。

なお、計数機検査の場合は、計数機の検査のみを実施させて頂きます。遊技機と計数機を同時に検査することはありません。

③機構の検査であることの確認等が終わつた後、遊技機検査と同様にホール側の方1名以上に立会い協力をお願いします。

④計数機検査の方法としては、検査対象ホールにおいてお客様と同様、実費をお支払いした上で玉（メダル）をお借りし、「機構所有の計数皿」（機構検査部が持ち込む計数機）で計数を行つた後、当該ホールの検査対象となつた計

数機で計数を行ないます。

従いまして、計数した玉（メダル）はホールの売上として計上してください。機構と致しましても最終的には、計数した結果のレシート等は景品交換させて頂きます。

⑤検査は、お借りした玉（メダル）を「機構所有の計数皿」で計数し、その後、検査対象計数機で計数します。一台の計数機に対して玉（メダル）数を変更して3回の計数検査（例…玉1000個、3000個、1万個等）を行います。検査の結果、3回のうち1回でも検査対象計数機の計数結果と事前に「機構所有の計数皿」で計数した結果が異なつていた場合は、再検査（最初の検査と同数の玉数で3回の計数）を実施します。

なお、計数検査を実施する前には、検査対象計数機内部に玉（メダル）が残つてないかどうかを確認する必要もあることから、計数機のホッパー部を開けて頂き、レール等の確認をお願いします。また、その際、計数機検査に必要な目視点検と写真撮影も実施させて頂きます。

⑥計数検査の結果、また再検査の結果

はすべて検査チエック表（立入検査実施要綱の別記様式第4号及び第5号）に記入します。

⑦以降は「島端等に設置してある計数機」と「各台計数機」で対応が異なります

島端等に設置してある 通常の計数機の場合

⑦最初の3回の検査で誤差が確認され、再検査に入り、再検査の3回の検査のうち1回でも検査対象計数機の計数結果と事前に「機構所有の計数皿」で計数した結果が異なつていた場合は、ホールの立会いの方に対し、計数が異なるつている旨を伝え、その場で、当該計数機の修理を要請する計数機「修理要請書」をお渡します。

なお、平成24年1月16日付で警察庁から要請のあつた「機構による計数機検査における異常計数の認知時の措置について」の通り、機構の計数機検査で異常が確認された場合は、当該計数機の使用を直ちに中止してください。

⑧前述の計数機「修理要請書」とともに、一般社団法人遊技場自動サービス

各台計数機検査における異常計数事案への対応方法について



機構発第17号
平成25年12月2日

全日本遊技事業協同組合連合会 理事長 殿
社団法人日本遊技関連事業協会 会長 殿
一般社団法人日本遊技産業経営者同友会 代表理事 殿
一般社団法人余暇環境整備推進協議会 代表理事 殿
一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会 代表理事 殿
一般社団法人遊技場自動サービス機工業会 理事長 殿
一般社団法人プリペイドシステム協会 理事長 殿
一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事 殿

一般社団法人遊技産業健全化推進機構

代表理事 河上 和雄



「各台計数機」の異常計数事案への対応について

当機構が実施している計数機検査において、いわゆる「各台計数機」に異常計数が確認された場合、当該ホール内で交換する各台計数機（カードユニット）が正常に稼働（計数）するか否かの確認を、一般社団法人プリペイドシステム協会並びに一般社団法人電子認証システム協議会（以下「両団体」という。）に所属する各製造メーカーが実施することになりましたので、お知らせするとともに、当機構と致しましても平成26年1月1日以降は新たに以下の対応を執らせて頂きます。

機構の計数機検査においては、通常の島端等に設置してある計数機と違って、各台計数機に異常が確認された場合、当機構の検査要員から、各台計数機「交換要請書」（機構検査部作成）とともに、新たに両団体が作成した「各台計数機動作確認書」をお渡し致します。

当該ホールでは、速やかに異常が確認された各台計数機の製造メーカーに「保守コール」を行ってください。製造メーカーのサービス員が来店し、ホール内に保管している「カードユニット」と交換、各台計数機の動作確認を行うとともに、その動作確認結果を「各台計数機動作確認書」に記入します。

また、当該ホールでは各台計数機を交換した際は、必ず「変更届出書」に加え、機構検査要員が記入した各台計数機「交換要請書」の写し（表裏のコピー）と製造メーカーのサービス員が記入した「各台計数機動作確認書」の原本を管轄する警察署にご提出ください。

なお、別紙に、計数機検査における異常計数事案への対応方法を掲載しますので、ご活用ください。

本件対応については、平成26年1月1日以降に実施される機構の計数機検査より対応致しますので、所属される組合員ホール、会員ホールには必ずお知らせ頂くとともに、ホールの現場まで徹底頂くようご指導をお願い致します。

以上、よろしくお願い申し上げます。

※本件に関するご質問等は、遠慮なく機構事務局までご連絡をお願いします。

異常計数が確認された「計数機」への対応（早見表）

島端等に設置してある通常の計数機

機構から当該ホールにお渡しする書類

- I 計数機「修理要請書」（表・裏）
- II 「修理報告書」（表紙+3枚複写）

管轄する警察署に提出する必要のある書類

- I 計数機「修理要請書」の表裏の写し（機構検査要員が記入したもののコピー）
- II 「修理報告書」の「警察署提出用」（製造メーカーの修理担当者が記入したもの）

各台計数機

機構から当該ホールにお渡しする書類

- I 各台計数機「交換要請書」
- II 各台計数機動作確認書

管轄する警察署に提出する必要のある書類

- I 各台計数機（カードユニット）の「変更届出書」（風営法に基づく手続き）
- II 各台計数機「交換要請書」の表裏の写し（機構検査要員が記入したもののコピー）
- III 各台計数機動作確認書の原本（製造メーカーのサービス員が記入したもの）

機工業会が作成した「修理報告書」もお渡しいたしますので、この「修理報告書」に基づき適切な修理対応をしてください。

なお、計数機製造メーカーに修理をお渡される際は、「遊技産業健全化推進機構」の計数機検査により異常が確認された旨も必ずお伝えください。

⑦最初の3回の検査で誤差が確認され、再検査に入り、再検査の3回の検査のうち1回でも検査対象計数機の計数結果と事前に「機構所有の計数皿」で計数した結果が異なっていた場合は、ホ

各台計数機の場合

遊技機1台1台に取付けられている計数機。いわゆる「各台計数機（カードユニット）」

管轄する警察署に報告した後、当該計数機の使用が可能となります。

加えて管轄する警察署に完了報告される際は、機構がお渡ししている計数機「修理要請書」の写し（表と裏のコピー）も必要となりますので、この点もご注意ください。

⑨当該計数機の修理が完了し、当該計数機の使用を再開される際は、その修理結果について、必ず修理の結果が記入された書面（⑧）の「修理報告書」の「警察署提出用」を添えて管轄する警察署の担当部署へ修理の完了報告をしてください。



各台計数機検査における異常計数事案への対応方法について

機構検査部

一の立会いの方に対し、計数が異なっている旨を伝え、その場で、当該計数機（カードユニット）の交換を要請する各台計数機「交換要請書」をお渡しします。

なお、平成24年1月16日付で警察庁から要請のあつた「機構による計数機検査における異常計数の認知時の措置について」の通り、機構の計数機検査で異常が確認された場合は、当該各台計数機の使用を直ちに中止してください。

⑧前述の各台計数機「交換要請書」とともに、一般社団法人プリペイドシステム協会並びに一般社団法人電子認証システム協議会が作成した「各台計数機動作確認書」もお渡し致します。

各台計数機は島端等に設置してある計数機と違い、異常が確認された場合は、当該ホールに保管してあるカードユニットと交換する必要がありますが、当該ホールで交換する前に、必ず製造メーカーに対し「保守コール」を行って頂き、「遊技産業健全化推進機構」の計数機検査により異常が確認された旨をお伝えください。

当該製造メーカーから派遣されたサービス員が来店し、保管しているカードユニットと交換します。

注意事項

機構の計数検査の結果、異常が確認された場合、その後、もし営業時間中にお客様が獲得された玉（メダル）を当該計数機で計数されると、風営法並びに刑法に抵触する可能性もありますので、この点は十分注意されるようお願い致します。

また、来店した製造メーカーのサービス員はカードユニットを交換後、その各台計数機（カードユニット）が正常に計数を行うかどうか確認します。異常がなければ「各台計数機動作確認書」に検査結果を記入します。

⑨当該ホールでは各台計数機（カードユニット）交換後は、営業に使用することができますが、管轄する警察署に提出する「変更届出書」とともに、機構検査要員が記入した各台計数機「交換要請書」の写し（表裏のコピー）と製造メーカーのサービス員が記入した「各台計数機動作確認書」の原本もあわせてご提出ください。

もちろん、検査対象となるホールは遊技機検査と同様ランダムで選定します。また、対象とする計数機は伺った機構検査要員が指定します。なお、遊技機検査と同様、伺った機構検査要員は名前を名乗らず、検査要員の固有番号で対処をお願いしますので、この点も予めご了承頂き、計数機検査へのご協力をお願い致します。

機構検査部と致しましては、誓約書に基づき、当該計数結果は都道府県警察の担当部署等に連絡させて頂きます。また、正常な計数結果であった場合は、立会いの方に「検査終了確認書」をお渡しするとともに、後日、代表者の方宛に「検査結果通知書」をお送りさせて頂きます。

ご協力頂いたホール立会いの方には検査チエック表にサインを求めます。これは検査の証明の問題もあることから頂いているものですが、もしサインを拒否されるようなことがあれば立入拒否と同様の扱いとなりますので、ご注意頂くとともにご協力ををお願い申し上げます。



店長に求められる知識

業 界 知 識

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならぬ知識があります。違反により処分の対象とされた場合、例え悪意は無かつたとしても「知らなかつた」ではすまされないのがパチンコ店の運営です。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法などの法律はもちろん、都道府県や市町村の条例、その他さまざまな規制・制度など、すべて健全かつ適正な営業を行うために必要な知識です。

今回は、パチンコ・パチスロの遊技機がどのようにして世に出るかを取り上げます。パチンコ店は許可営業であり、遊技機をメーカーから購入しただけでは、そのまま設置して営業することはできません。法に定められた手順を通す必要があります。詳しくは、問題を解きながら解説していきましょう。

【回答分布】	
a	16・3%
b	67・7%
c	4・5%
d	11・5%

【正解と解説】
正解はbです。

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下、「遊技機規則」）の第三章・第四章「指定試験機関の指定等」において、遊技機が技術上の基準に適合しているか試験を行う機関についての定めがあります。この試験を「型式試験」と呼びます。型式試験を行っているのは、国家公安委員会の指定試験機関である保安電子通信協会（略称・保通協）です。

【問題】
遊技機が技術上の基準に適合しているかを検査する型式試験

型式試験機関

会（略称・保通協）です。
遊技機メーカーが遊技機を発売

するためには、保通協で「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機でないか」「遊技機の技術上の基準に適合しているか」を検査して合格しなければなりません。この型式試験に適合後、各都道府県の公安委員会の承認を得る申請になります。これを「検定」と言います。この検定を通ることで、初めてパチンコ店への設置が可能となります。

認定制度

【正解と解説】
正解はaです。

(一)認定のア「認定申請の手続き」で「検定を受けた型式に属する遊技機についての認定は(略)あら

かじめ、検定の有効期間が経過する前に(略)著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しないものであることを確認するために行うことを想定している」とあります。

1985年に現風適法が施行されるまでは検定制度自体が存在せず、パチンコ店が都道府県公安委員会に直接認定を受けて遊技機を設置していました。これを、認定切れ後に再度認定を取得することから「再認定」と呼んでいました。

この名残で、現在の認定のことを「再認定」と勘違いして覚えている人も多く、回答分布でbが高いことにも表れています。正しい知識を身につけて言葉を使いましょう。

- a・認定
- b・再認定
- c・再検定
- d・再適合

【回答分布】

a : 16・4%	b : 70・8%
c : 1・3%	d : 11・5%

3年近くにわたって運用可能な人気のある機種は非常に少なくなっています。遊技機コストが店舗経営を圧迫するなか、人気機種を長く使い続けるためにも認定手続きについてしっかりと理解しておきましょう。

【回答分布】
a : 3・5% b : 18・6% c : 23・0% d : 54・9%

メーカーの申請手続き

【正解と解説】
正解はdです。

風適法第二十条「遊技機の規制及び認定等」の第二項には、「風俗営業者は(略)当該営業所における遊技機につき(略)公安委員会の認定を受けることができる」とあります。

遊技機メーカーが行う遊技機の申請手続きに関連する説明として、誤っているものはどれか。

- a : 保安電子通信協会(保通協)に、遊技機の型式試験申請を行う。
- b : 都道府県公安委員会に、遊技機の検定申請を行う。
- c : パチンコ店に納品した遊技機の保証書を発行する。

【回答分布】

d : 自社製遊技機の認定申請をしたパチンコ店に、認定通知書を発行する。
a : 3・5% b : 18・6% c : 23・0% d : 54・9%

パチスロの申請手続き

【正解と解説】
正解はdです。

風適法第二十条「遊技機の規制及び認定等」の第二項には、「風俗営業者は(略)当該営業所における遊技機につき(略)公安委員会の認定を受けることができる」とあります。つまり、認定の申請手続きを行うのは風俗営業者＝パチンコ店であり、認定を行い、認定通知書を発行するのは、遊技機メーカーではなく都道府県公安委員会ということになります。

- a : メーカーが遊技機を開発してパチンコ店に設置されるまでのフローをまとめました(左)。
- b : メーカーが遊技機を開発してパチンコ店に設置されるまでのフローをまとめました(左)。
- c : メーカーが遊技機を開発してパチンコ店に設置されるまでのフローをまとめました(左)。
- d : メーカーが遊技機を開発してパチンコ店に設置されるまでのフローをまとめました(左)。

検定・認定制度

【問題】

遊技機の検定および認定に関する説明として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

- a : 遊技機の検定有効期間は、検定公示日から3年間である。
- b : 認定を取得した場合、その有効期限は検定期限が切れてから3年間である。
- c : 認定を取得した遊技機を他店に移動する場合は、同一法人かつ同一都道府県内のパチンコ店に限られる。
- d : 認定期限を過ぎた遊技機は、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除き、部品交換ができる。

a : 22・5% b : 29・9%

c : 19・8% d : 27・8%

【正解と解説】

正解はbです。

遊技機規則第四条「認定の有効期限」において、「認定の有効期間は、その認定を受けた日から三年間とする」とあります。つまり、検定期限が切れてから3年間ではなく、認定取得日から起算して3年間となります。

その他選択肢を見てみます。

a は遊技機規則第十条「検定の有効期間」に、「検定の有効期間は(略)公示の日から三年間とする」とあります。

c は同第一条「認定申請の手続」に、「公安委員会に対しても同時に二以上の営業所に設置される遊技機について認定申請書を提出するときは、それらの営業所のうちいづれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる」とあります。つまり、認定期限を過ぎた後に継続して使用することは法的に問題ありません。

遊技機の認定を取得しなくとも、検定期限が過ぎた後に継続して使用することは法的に問題ありません。検定や認定期限が過ぎた後も継続的に使用されている遊技機を通称「みなし機」と呼んでいます。

みなし機は、部品交換（遊技機の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く）や他店移動ができます。

d は認定期限が過ぎた遊技機は変ります。

パチンコ・パチスロ機が設置されるまで

都道府県
公安委員会

検定
通過

保通協

型式試験

申請

適合

遊技機
メーカー

遊技機の開発

パチンコ店にとってパチンコ・パチスロの遊技機は、お客様に提供する主商品となるものです。パチンコ店は商品そのもので差別化が図りにくい業種であるからこそ、正しい知識を持った上で提供しましょう。

一切できなくなるため、検定切れ

銀世界の裏

66

信頼すること、されることは

文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

俺は、パチンコチェーンのオーナー
一二代目だ。

親父とお袋は苦労に苦労を重ねて、
この地区に10のパチンコ店と、2
つの飲食店を経営するまでに会社
を大きくした。

そのオヤジも70歳。

なぜかオヤジは、70歳になつたら
スッパリ引退すると以前から言つ
ていた。

その予告通り、オヤジは70歳で
社長を退任し、俺が社長に就任し
たわけだ。

俺は35歳にして、パチンコ経営会
社の代表取締役社長となつた。

また、家業について悪く言うヤツ
らもいたが、気にしないようにし
てきた。
結局は、俺が贅沢な暮らしをして
いることが羨ましいんだろ？

笑っていた。

とはいっても、大学卒業後、すぐに
「社長」になれるわけではない。
まあ、オヤジの会社に入つて、
まずは「取締役」つてあたりかな
……なんて思つていたが、オヤジ
にはまず、他に就職してからだ、
と言われた。

修行として、遊技機製造メーカー
で基本を勉強しようと。
「今頃就職活動しても無駄！」と
突っぱねる予定だったが、そこは
オヤジのコネなのか、あっさりと
就職が決まる。

就職難にあえぐ同級生たちを鼻で

され、俺は一人暮らしを余儀なく

される。

律儀に、オレはその言葉を守り、4年きつちり働いた。

正直、人よりも甘やかされて生きてきたのは分かっている。それにしても、この、最初の洗礼はキツかった。

オヤジには、4年間は辞めるなど言われていた。

そしたらオヤジは次に、地元とも、メークー営業時代の勤務地とも遠くと言つてきた。

オレはめでたく、31歳の誕生日にオヤジの会社に入社した。肩書きは「営業本部長」。

どうやら、オヤジ同士は組合とかで知り合いらしい、ここにもあつさりと転職完了。

店舗のアルバイト状態から始まつて、その店のリーダーになる

ところまで頑張つて4年。

そんな状態なので、オレの教育係は直接オヤジがあたつた。

ようやくオヤジから「戻つてこい」という言葉を貰つた。

店舗の仕事は激務で、正直、も

ういい加減、オヤジの命令にも従つてられない、辞めてやれと思つていたところだつた。

親父がパチンコ店の事務所に入ると、空気が一瞬で変わる、と感じる。

確かに立派ではあるのだが、これはかなり負担のかかる仕事でもあるし、もう少し店長等に任せたほうがいいんじゃないかと思った。

部下を信頼していないように感じた。

一度だけ、このことについて意見したことがある。
するとオヤジは、厳しい顔をしながらゆっくりとこう答えた。

「信頼することは大切だ。今の社員を信頼してないわけじゃない。ただ、社長としての責任とは何か、この会社を継ぐまでに考えておけ」

意味がわからない。

社長つてのは、会社を大きくする



同じ仕事をする人間として改めてオヤジを見ていると、思った以上に「すごい社長」だった。チーン店オーナーとしての全体的な管理のほか、自ら経営するすべての店舗を見まわることを日課として

店舗の仕事は激務で、正直、も

ことだろ？そして社員に給料をたくさん払えば、みんな喜んでくれるだろ？

二代目のボンボンと言われるかもしれないけど、俺がもし社長になつたら、もっと社員に任せる体制を作ろう、と思った。

そしてその社長に就任する日がきた。

小さい頃から決まっていたことは言え、嬉しくもあり、身が引き締まる思いもあつた。

「お前に全責任を引き継いだ。お前のやることに、何も口は出さないからな。」

オヤジはそういうと本当に遠く離れた場所に家を建て、お袋と二人で住むようになった。

少し心細かつたが、昔からのブレーンもいたし、オヤジの経営方針を貫いてやれば大丈夫だろうと思

い、とにかくがむしゃらに頑張つた。

そして徐々に俺流も出して改革を始めてみた。

その一つが、店長にある程度の責任を持たせることだ。

カンパニー制ではないが、各店長にほとんどの権限を持たせ、俺は

数字の管理だけをやることにした。

実際、その方が俺も楽だつたし、店長らも喜んだ。

なぜなら、頑張った店にはインセンティブとして、店長のみならず、その店舗の従業員全員の給料がアップする仕組みを提示したからだ。

自然に、店舗間の競争になつた。

そうなると、グイグイと会社全体の売り上げは上がつていつたが、ある店舗の売り上げが伸び悩んでいることに気付いた。

店長は眞面目を絵に描いたような

ヤツで、俺が特に期待していたAという男だ。

俺はAを呼びだし、注意した。

「他の店舗は、こうして売上が上がっているのに、なんでお前のこところはダメなの？同じように頑張れない？」

Aはゆっくりと答える。

「他の店長と……同じように……ということですか？」

「そうだよ、同じように頑張つてよ。だって、あの立地の悪い○○店ですら、お前のところよりもいい成績上げているんだぜ？お前、営業努力が足らないんじゃないの？」

やはり、Aの努力が足らなかつたのだな、そう思つていた矢先。

ある朝、警察から電話が入つた。「○○社長さんですね。今、貴方が経営する○○店にきています。すぐ来て頂けますか」

その後、直ぐに○○店の店長からも電話が入つた。「社長すみません。失敗しました」

どういうことだ？

Aが店長をやつていた店は、副店長だつたヤツを昇格させた。

「Aみたいに手を抜くなよ！」と

いう激励の言葉を添えて。

その後、そのホールは徐々に売り上げが上がってきた。

粗利もかなり稼いでいるようだ。

索をやっていた。

捜査員が遊技機のあちこちを見て
いる。

そして、ある島はパチスロ機の
ドアが全台あけられていた。

「社長さん、これ見て頂けます
か?」

俺にもそれが何であるかすぐ理解
にできたのだ。

俺から言われたものを見て、目の
前が真っ暗になつた。



「他の店長と同じように」という
ことは……。

A以外の店の売上が伸びたのは、
不正改造をしたから。他と同じよ
うにしろ、というのは、Aにも不
正しろと言つてることだったの
だ……。

俺は、みんなを信頼して、このシ
ステムに変えたのに……。

目の前が真っ暗になつた。

「ところで……。私ら、どうなる
んですか? 全店舗営業許可取り消
しですか? 解雇するつもりなら、
それ相当の手当を貰わないと」

「……おかしいですね。私ら、A
さんが辞めた理由を知っていますよ。
他店と同じように不正改造しろつ
て指示したからでしょ? それが嫌
で、Aさん辞めたんでしょ?」

俺が信頼されてなかつた、とい
うことか……。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いています
が、現実に存在する人物像や事件とは
一切関係ありません。

「どうしたことだ?」
「社長、社長もそれを望んでたん
ないぞ!」

「……俺は……そんな指示はして
あつ、と思った。

「IR推進法案」と 「IR実施法案に関する 基本的な考え方」について



三堀 清

みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て
平成8年 早稲田大学大学
院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所
開設
現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1 IR議連総会の開催

平成25年11月12日、衆議院第二議員会館で、国際観光産業振興議員連盟（IR議連・会長細田博之自民党幹事長代行）の第21回総会が開催され、

今回の議連総会で示されたIR推進法案及びIR実施法案に関する基本的な考え方（案）については、出席議員から特段の異議が示されず、同年12月5日に国会に提出されたIR推進法案が今年度内には成立する可能性が高い。

2 IR推進法案の内容

「特定複合観光施設区域整備法案

（仮称）～IR実施法案～に関する基本的な考え方（案）」が示された。IRとはIntegrated Resortすなわち「統合型リゾート」であり、カジノ及びその他のエンターテインメント施設、会議場、ホテル、ショッピングアーケード等を複合したハイレベルの滞在型リゾート施設であり、IRに関する法案等は、要するにカジノ法案のことである。

3 「IR実施法案に関する 基本的な考え方」の 具体的な内容

このように、今年度中にIR推進法が成立する見込みではあるが、いわゆるカジノ法はIR推進法とIR実施法の二段構えとなっている。

IR推進法は基本方針やスケジュールを示すだけであるのに対し、IR実施法はかなり具体的な内容をもつことになる。この点に関しては、今回の議連総会で提出された「IR実施法案に関する基本的な考え方（案）」から窺い知ることができる。そのなかには、以下のように、ホテル業界においても参

考とすべき、示唆に富む考え方方が示されている。

● 国の規制機関として

カジノ管理委員会の役割

I R 推進法案で内閣府の外局としてカジノ管理委員会を置くことが規定されているが（同法11条）、カジノは同委員会の広範かつ強力な権限に基づく厳格な規制の下に設置、施行される。このカジノ委員会には「カジノ警察」というべき监察官が置かれる。

● カジノを施行する民間事業者は

免許を取得しなければならない

カジノを設置、施行する業者だけではなく、主要株主、役員、管理職から職員までもが免許制となる。悪質な人物が潜り込むことを徹底して防止する趣旨である。

● 免許の前提として

欠格要件と適格要件を定義する

カジノ関連の業務に就くには、一定の違反歴がないという欠格要件ではなく、一定の適性・能力を前提とする適格要件（関連法規に関する学科試験に合格している、外国語の能力がある等）が必要とされる。

これに対して、風適法では、風俗営業者の欠格要件が定められているが（同法4条1項、24条2項）、適格要件までは定められていない。個人的には、ホールの営業者、役員及び管理者を免許制とし、そのために風適法等の関連法規に関する試験を課して合格者にのみ免許を与えるとした方がよいのではないかろうかと思う。

● 民間事業者に付与された免許は違法行為等の場合には取り消す

特筆すべきは、免許の取消しがあつた場合、地方公共団体は、カジノ管理委員会の許可を得て既存の施設を活用することを前提に新たな施行者を選定することができる点である。

風適法にも許可の取消しの制度があるが（同法26条1項、8条）、カジノでは施行者の免許取消しがあつても、「クビをすげ替えて」新たな業者に営業を継続させる途が用意されているのである。

● 施行に使用する機械、システム器具等は全て認証の対象とする

カジノで使用する機器は、遊技機のみならず周辺機器も含めて全てカジノ管理委員会の「認証」を経なければならぬとされる。

風適法は、遊技機を認定及び型式の検定対象とするだけである（同法20条2項・4項）。現行の行政上のキヤパシティからは難しいとは思うが、ホールの周辺機器も認定・検定の対象とすることは、不正防止等の見地からも望ましいのではないだろうか。

カジノで使用される機器やシステムのメーカーも免許制とされ、更に、カジノの関連サービス（例えばメンテナンス業者、カジノ内のバー・レストラン等）等の関連業者全てが免許制とされる。

これに対して、風適法は、遊技機メーカー等を直接規制対象としていないが、不正改造の防止や低射幸性遊技機の製造販売の促進のためにメーカーも規制対象に取り込むべきとの観点からは、注目に値する考え方である。

● 施行に使用する関連機械、システム、器具等の製造事業者、施行に係わるサービス提供事業者等も免許の対象とする

● 運営に関するあらゆる行為は規制と認証の対象となる

風適法では、例えばホール内で飲食店や物販店等を併営しても問題がなく、この文脈からタレント等を招聘したホール内イベントが行われていた経緯があるが、カジノでは場内の行為一切が規制対象となり、認証がなければ実施不可能ということになる。

これに対し、風適法では、
風俗営業者及び法人の役員並びに管理者に
一定の欠格要件が定められているが
(同法4条1項、24条2項)、
適格要件までは定められていない。

● 施行に伴う納付金等及びその用途

国又は地方公共団体は、施行者から納付金を徴収できるが、これは施行者の会計の透明化が前提で、脱税はあり得ないことになる。

ホール業界でも、組合或いは各業者単位の社会貢献ではなく、売上を含めた営業全体の第三者機関による監査のもとに、組織的に社会貢献に必要な原資を拠出することを検討してもよいのではないか。

● 入場料を賦課できるものとする

日本人からは入場料を徴収し、一定の抑止効果を期待できるとしている。

● 暴力団組織の介入や犯罪の温床になること等を断固、排除する

当然のことである。特筆すべきは、入場者全員の本人確認を義務付け、暴力団関係者を完全に排除するという点

個人的には、
ホールの営業者、役員及び管理者を免許制とし、
そのためには

風適法等の関連法規に関する試験を課して
合格者にのみ免許を与える
とした方がよいのではなかろうかと思う。

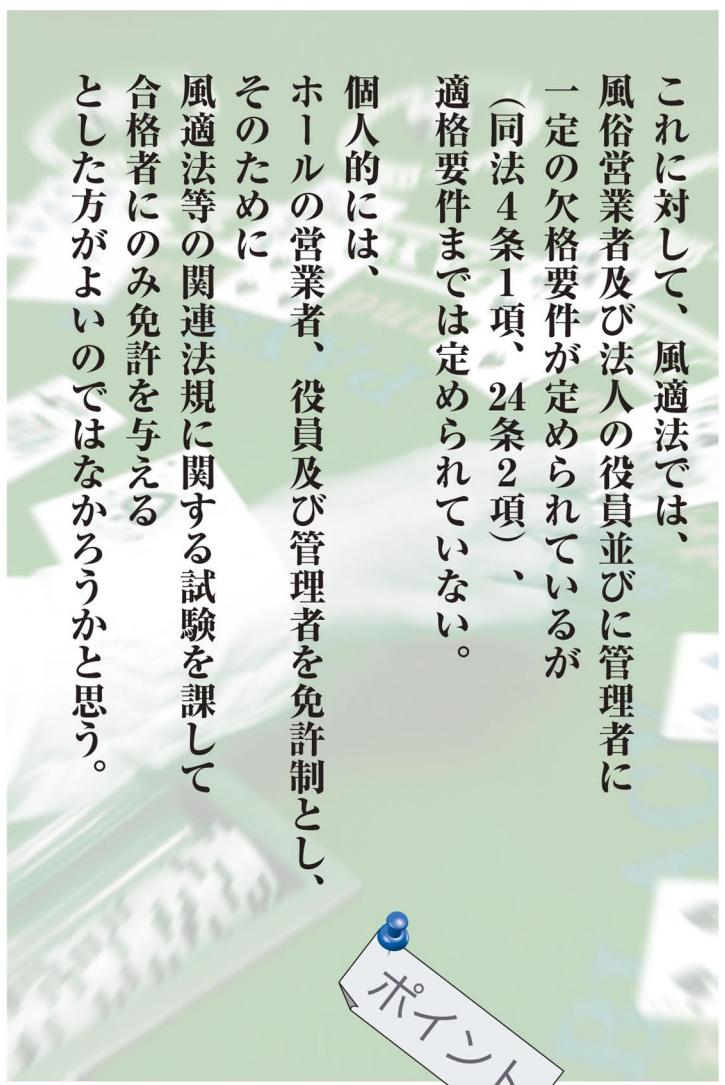
である。

● 賭博依存症患者の増大を防止し、 その対策のための機関を創設する

依存問題対策の機関創設を法律に盛り込むという先進的な考え方である。

また、「賭博依存症の症状にある顧客本人ないしはその家族の要請に基づき、当該顧客をカジノに立ち入らせることを禁止する予防措置（自己排除プログラムならびに家族強制排除プログラム）については、導入を積極的に検討するものとする」としており、本人だけでも

また、例えば顔認証システム等の先端的な認証システムとの組み合わせにより、実効性のあるものとなるであろう。



データでみるパチンコ業界 Yesterday, Today And Tomorrow

第七十八回

レジャーとしてパチンコが 選ばれるために

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

参加希望率から 考える パチンコ業界の将来

「レジャー白書」(2013年版、以下、同調査)は、新たなレジャーとしてクルージング、バーベキューなど15種目を調査に加えています。特色のあるレジャーとして存在感を示し、これから普及が見込めるものを選択したとみられています。「パチンコ」の参加率は、1992年に28・1%あつたものが、2012年には10・9%にダウンしています。業界は、この20年間にお客さんが激減したという恐ろしい数字を突きつけられています。今回は、パチンコ業界の将来を考えるために、参加率だけではなく参加希望率を新たなレジャーなどと比較しながら見ていきます。

参加希望率の低さ は不満の表れ

まず、既存のレジャーの中でパチンコと同じ娯楽部門のレジャーの数値を見てみましょう。図1-5を見てみると、「パチンコ」(参加

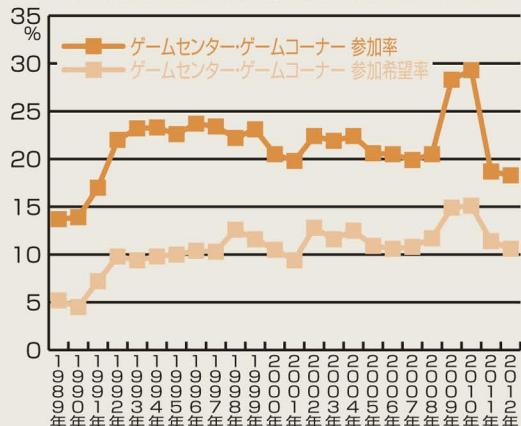
希望率7・2%、2012年)や「カラオケ」、「ゲームセンター」は参加率に対し参加希望率が下回ったままで推移していることが分かります。既に普及が進んだレジャーでは、現在の参加者のうちどの程度の人たちが継続していく気持ちがあるのかを示していると言えます。

参加希望率が参加率を下回るレジャーでは、現在活動に参加しているがらも、今後続けたいという気持ちが希薄な人が多いことになります。おそらく、現在参加しているレジャーに何らかの不満を感じているのではないかと思われます。図4の「中央競馬」を見ると、参加希望率と参加率はともに9・4%で差がありません。参加者は日頃競馬を楽しんでいて、将来そのレジャーを止めるようなことを考えていないのでしょうか。「中央競馬」は、今後も大きな変化はなく安定した参加率で推移しそうな項目です。

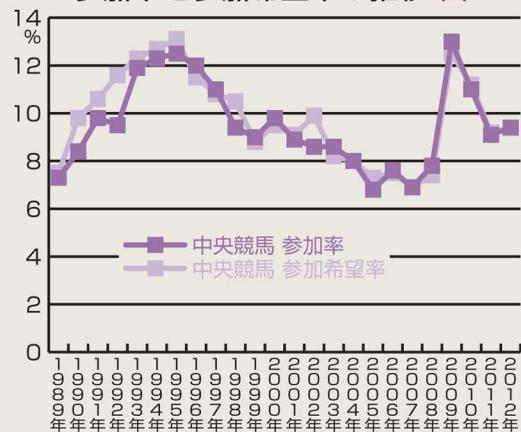
条件が揃わないと 行けない「海外旅行

図6は、「参加希望率」(参加

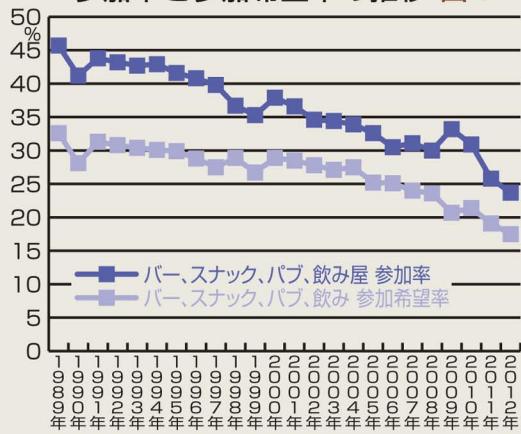
参加率と参加希望率の推移 図3



参加率と参加希望率の推移 図4



参加率と参加希望率の推移 図5



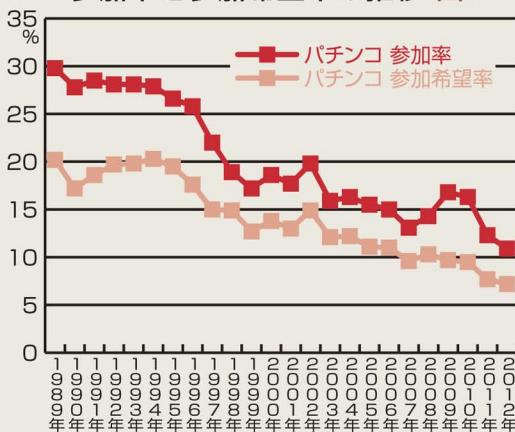
率」の数値の推移を示したものですが。「パチンコ」は、1990年にはマイナス10・6ポイントの差だったものが2012年には同じ3・7ポイントになっています。参加率自体が減少していることを考えると、不満を持っていた人々が既に止めてしまったために、参加希望率との差が少なくなつたともみられます。

既存のレジャーであつても、参加希望率が参加率を上回っている種目もあります。その差の大きい種目として「海外旅行」があります。2012年の参加率14・2%に対し、参加希望率は47・9%、その差は実に33・7ポイントです。また、「国内旅行」は参加率が55・6%と高い数字ですが、参加希望

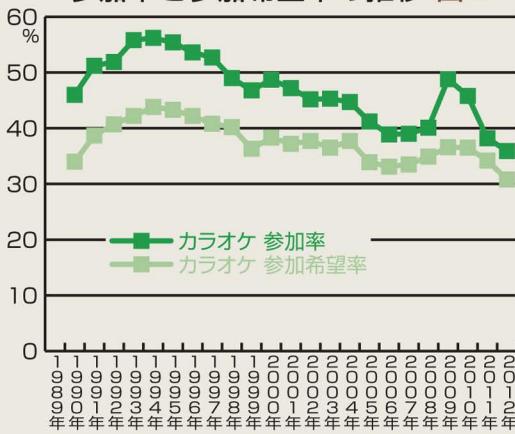
率も75・2%でその差は19・6ポイントです。

このように、参加希望率が参加率を上回るレジャーでも、参加率が前年の参加希望率に匹敵するほ

参加率と参加希望率の推移 図1



参加率と参加希望率の推移 図2



参加は難しいという要素があります。次に差が大きい種目は「温浴施設」(健康ランド、クアハウス、スパー銭湯)です。「温浴施設」は参加率が32・4%と20年前のパチンコと同程度の数字にも関わらず、参加希望率は高く46・7%となっています。調査では、新たなレジヤーに分類されているものの温浴

ど一気に高くなることはありません。参加したい気持ちがあつても、条件が揃わなければ楽しむ事ができないからです。海外旅行の場合、長期休暇が必要ですし、費用も他

のレジャーに比較して大きくなります。ハードルの高いレジャーは、憧れる心理が働くため数字が大きくなるのでしょう。

参加希望率が高い 「クルージング」

図7では、新たなレジャー種目と既存の種目の「参加希望率-参加率」の数値を比較しています。この差が最も大きいのは、近年人気が高まっていると言われている「クルージング」です。参加率が2・2%と少ないにも関わらず、参加希望率は18・2%となっています。「クルージング」も「海外旅行」などの参加希望率が高い既存のレジャーと同様で、費用や休暇などの条件が整わないと実際の参

加は難しいという要素があります。

次に差が大きい種目は「温浴施設」(健康ランド、クアハウス、スパー銭湯)です。「温浴施設」は参加率が32・4%と20年前のパチンコと同程度の数字にも関わらず、参加希望率は高く46・7%となっています。調査では、新たなレジヤーに分類されているものの温浴

レジャーとしてパチンコが選ばれるために

施設自体は昔からあり、日本人に広く親しまれている余暇活動です。だからこそ、参加希望率も高くなっているのでしょうか。「温浴施設」や「国内旅行」は、調査のあつた年に参加しなかつたとしても、別の年に参加する可能性が高いレジャーです。

参加回数が多すぎると、

参加者の負担に

新たなレジャーであつても「ソーシャルゲームなどのオンラインゲーム(以下、「オンラインゲーム」)」は参加率が11・6%、参加希望率は9・9%、「SNS、ツイッターナなどのデジタルコミュニケーション(以下、「デジタルコミュニケーション」)」は参加率24・6%、参加希望率22・2%と、参加希望率が参加率を下回っています。

維持、向上のためには

77・0回にもなっています。両方とも、費用はそれほど掛からないものの、高頻度で参加することが負担になつたり、飽きたりしてしまふのかもしれません。

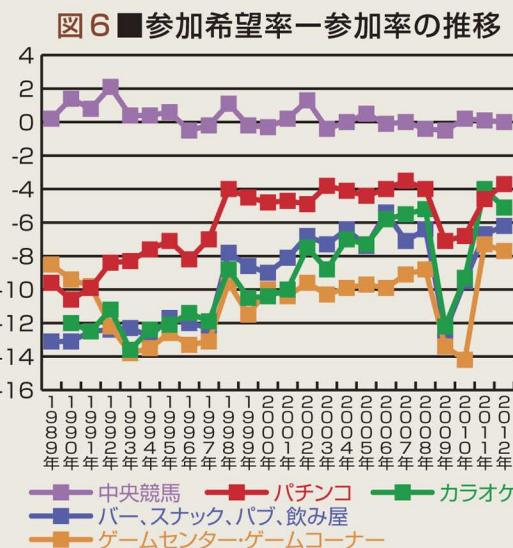
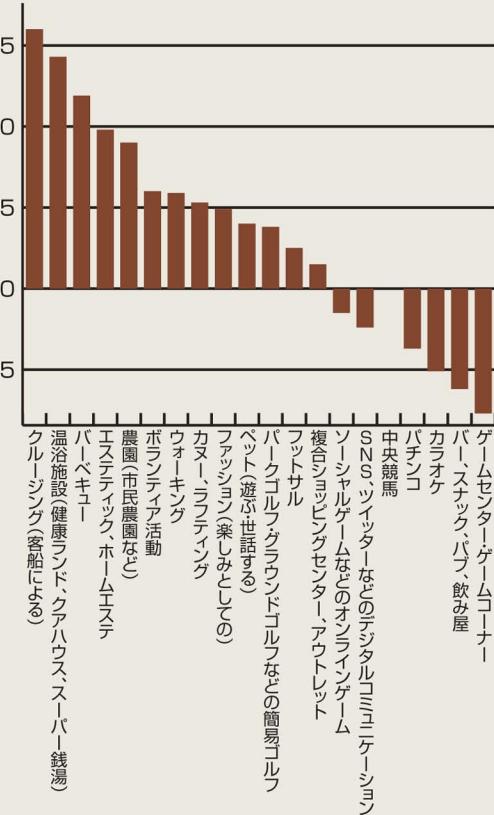


図7 ■ 参加希望率一参加率の比較



パチンコが今後参加率を減らさないためには、まず現在ホールに足を運んでいるお客様が継続的に遊技していただけるよう、不満を無くすことが大切でしょう。身近なレジャーであるパチンコは「海外旅行」や「クルージング」とは異なり、年齢の制限はあるものの参加するための条件はそれほど厳しくないはずです。「国内旅行」

この2つの種目の特色は、パソコンやスマホなどの端末が必要であるということの他に、年間平均活動回数が多いことが挙げられます。「オンラインゲーム」は年間活動回数が72・3回、「デジタルコミュニケーション」は年間活動回数が72・3回、「デジタルコミュニケーション」は

また、活動の頻度も重要です。「オンラインゲーム」や「デジタルコミュニケーション」のように参加が高頻度になつてしまふと時間的な負担をかけることになつてしまします。

パチンコで重要なのは、のめり込み過ぎずに適度に遊んでいただけることではないでしょうか。適度に遊んで楽しければ、一度止めたら二度としないとはならず、パ

チンコやスロットで遊んだ経験のある人たちが定年などをきっかけに改めて参加するという可能性も大きくなることでしょう。パチンコは既に多くの方がどの様な遊びなのかを知っている知名度の高いレジャーです。だからこそ、今ホールに来られる方々にはより良い環境を提供し、不満を持たずに継続的に遊技いただけるようにしなければなりません。パチンコ店に対する不満として挙げられる「騒音」などを改善し、過去パチンコに親しんでいた方々に、「もう一度遊んでもいいな」と思われるような店舗にするようパチンコ業界全体で取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。

未来ちゃん念願の登校

カナダで心臓移植を受け宮崎に帰郷していた小学2年生、大林未来ちゃん(7つ)が12月10日、念願の登校を果たした。

未来ちゃんは赤い帽子をかぶり、背中にはピンクのランドセル。お母さんの奈緒さんに付き添われ、

ほぼ1年ぶりの登校。

教室では「みらいちゃん おかげで」と出迎え、未だ嬉しさ半分、恥ずかしさ半分の表情で、来ちゃんは



目標を果たしました。

2011年春に

拘束型心筋症

と診断され、翌年

から「救う会」などが募金活動を展開。カナダでの移植手術、リハビリも順調に進んだ。回復は早く、



写真は「みらいちゃんを救う会」提供

編集後記



記

また某県でとんでもない店が出た。詳細は「窓」をお読みいただくとして、この騒ぎが起きた頃、余暇で行われた課長補佐講話を読んだ。

國民が業界を見る目から始まつた講話は「不正問題」「法律違反」には強い決意を持って臨むという厳しい姿勢に触れ、さらに「射幸心をあおる広告宣伝について従来から指導、

この業界は… 取締りをして

いるにも関わらず規制が守られないのはなぜか」と指摘した。

約束事を従業員や店舗にどう伝えられるか」が今後の業界の大きな課題

だ、と宿題を出された。これが出来なければ恥ずかしい業界と言われ続けることになる。(F)

の授業を受け、この日は下校した。

カナダでリハビリを受けている時から、「ピングーのランドセルを背負って学校に通う」と再三言つていた未来ちゃん、取りあえずの

間目と4時間目 いう。3時

の授業を受け、この日は下校した。

カナダでリハビリを受けている時から、「ピングーのランドセルを背負って学校に通う」と再三言つていた未来ちゃん、取りあえずの

10月末に宮崎に戻っていた。募金活動には宮崎地区遊技業組合など

が協力、募金を推進した。

日曜日、仕事も一段落していたので朝から大好きなジャグラーをぶん回すことになった。ところがペカれど、力

れどレギュラーばかり。1700回までしたところでビッグ3回のレギュラーツ軍が降伏する。街に動き起こつた軍がパリに進撃、占領していたドイツ軍が降伏する。「ラ・マルセイエーズ」とともに流れたのがこの曲だった。ボリュームを目一杯上げた手回し蓄音機のスピーカーから、ナチスが禁止していたジャズが響き渡る。ノンフィクションの古典的印象的な場面だ。ニューオリンズ歎

「パリは燃えているか」に登場する。

最終決戦

信のあった福島記念

で馬連2-9に勝負をかけた。2ちゃんねるの実況板を見た瞬間に「よつしやあ〜〜！」と、周りがビックリするような雄叫びをあげてしまつた。当然、事情のわからない他の

お客様からは冷たい視線が…(H)

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変ります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou/or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry